

令和2年4月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和2年4月15日 開会

令和2年4月15日 閉会

国見町農業委員会

令和2年4月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	朽木勝之君	2番	佐藤浩信君
3番	八島富一君	5番	鈴木恵子君
6番	佐藤武君	7番	斎藤紀次君
8番	佐久間久子君	10番	渋谷福重君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君
大木戸地区担当	阿部亨君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	武田正裕君
農業委員会事務局主幹兼係長	渡邊和巳君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和2年4月15日（水曜日）

午後1時30分開会

1 会長挨拶

2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 提出議案等

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地改良行為届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

6 その他

(1) 国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集状況について

(2) 令和2年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について

(3) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

農業委員、推進委員の皆さんには、時節柄大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会の前に、この度の役場の定期人事異動によりまして、まちづくり交流課のほうから産業振興課、そして、4月1日に朽木会長から農業委員会事務局長ということで辞令をいただきました、私、武田正裕と申します。農業行政、またこの農業委員会の事務担当については初めてでございますので、農業委員、推進委員の皆様のご指導、そしてご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより令和2年4月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 まず初めに、朽木会長よりご挨拶、よろしくお願ひいたします。

○会長（朽木勝之君） 【会長から開催に先立ちあいさつ】

○事務局 朽木会長、ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、朽木会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（朽木勝之君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 3番、八島富一委員、7番、斎藤紀次委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（朽木勝之君） 全員出席です。

4 会務報告

○会長（朽木勝之君） 続きまして、会務報告をお願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

○会長（朽木勝之君） 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出(2件)について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

説明が終わりました。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地改良行為届出について

○会長（朽木勝之君） 次に、報告第2号 農地改良行為届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地改良行為届出（1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） 畑を田に戻すということについては、今は全く制約はなくなったのですか。

○会長（朽木勝之君） 事務局。

○事務局 特段、制約というものはないかと思えます。

○7番（斎藤紀次君） 例えば、水田の転作といいますか、割当てがどうなっているとか、結構前は制約があったと思うのですが、今は自由に戻せる制度になったのでしょうか。

○事務局 斎藤委員の質問でございますが、おそらく、斎藤委員がおっしゃっているのは生産調整の関係だと思っておりますが、一応生産調整の目安というのは今でも残っております。あくまでも目安という形で、各農業者の方に示されている状況でございますので、厳しい制約という形では、今現在ございません。

○7番（斎藤紀次君） 事務局に対して、何らかのそういうような相談ということはなくていいということなののでしょうか。

つまり、転作も届出みたいなこととか、そういうものは要らないのですか。

○事務局 生産調整を担当しているのは町の農業再生協議会というところになりますが、どこかの地番でどういった作物を作るかという計画は農業者の皆様へ届出といいますか、申請は上げていただいております。転作するからこういう書類を上げるというのは、特段ないかと思えます。

○7番（斎藤紀次君） はい、分かりました。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

10番、渋谷委員

○10番（渋谷福重君） 外部からの持込みはなく、自分の土だけで改良行為を行うということですか。

○事務局 外部からの持込み等はなく、対象の農地で出た土を、そのままなすという形になってございます。

○10番（渋谷福重君） はい、分かりました。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（6件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

では、受付番号8番、9番、10番の案件について、現地調査の結果を大木戸地区担当、阿部亨推進委員より説明を願います。

○大木戸地区担当推進委員（阿部 亨君） それでは、受付番号8番、9番、10番について報告いたします。

4月10日に事務局と地区担当の私、2名で現地確認してまいりました。いずれも問題ないというふうに確認してまいりましたので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号11番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より説明を願います。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 番号11番につきまして、4月10日に事務局

と現地を確認してまいりました。何ら問題ないと考えておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号12番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明を願ひます。

○貝田・光明寺地区担当（吉田和男君） 4月10日、事務局と現地を確認してまいりました。何ら問題ないと確認しますので、よろしくお願ひします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号13番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、高橋一博推進委員より説明を願ひます。

○高城地区担当（高橋一博君） 13番の案件につきまして、4月10日に事務局と現地確認してまいりました結果、何ら問題ないということを確認いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） 2点あります。一点目が、20ページの受付番号11番の借受人の経営面積がゼロとの記載になっているのですが、これで良いのでしょうか。

○会長（朽木勝之君） 事務局。

○事務局 今の斎藤委員からのご質問でございますが、こちらの受付番号11番の案件でございますが、経過を説明しますと、今回借受人の方でございますが、町の農業ビジネス訓練所で長期研修を受けていた方ございまして、国見の農地を耕作したいということで、新たに申請を受けた状況でございます。

そして、この経営面積でございますが、国見で借りている農地等、作っている農地等が無かったため、ゼロと記載してございますが、本人から、伊達市農業委員会の耕作証明を申請時に添付していただいております。実際には、自作地としまして、田が〇〇〇〇平方メートル、畑が〇〇〇〇平方メートル、合わせて〇〇〇〇平方メートルを経営しております。今回、ゼロと記載してございますが、実際は耕作している農地はあるということで確認してございます。

以上です。

○7番（斎藤紀次君） 経営面積は国見町の土地だけという欄になるのですか。

○事務局 こちらの経営面積でございますが、町の農業委員会の農家台帳で把握している農地の面積の積み上げになってございます。伊達市の農地の地番まではこちらで全て把握してございませんので、今回ゼロということで記載してございますが、実際であれば、〇〇〇アールと記載があるべきところではございましたので、次回以降、同様の場合には記載するように気を付けたいと思います。

○7番（斎藤紀次君） はい、分かりました。

もう一点ですが、受付番号8番について、行政書士が書類を作成したようですが、例えば事務局に直接相談を持ち込まれた場合には、やっぱり書類を作成してもらわないと受付もできないのか、それとも事務局で相談に乗り作成してくれるのか、教えてもらいたい。

○事務局 農地法第3条の申請の場合に、ご本人様から相談があった場合に、役場の事務局のほうで、申請書の書き方等もお手伝いという形になりますが、記入方法等を説明して一緒に記入していただくということは、実際やっております。

今回の受付番号8番、それから10番も譲渡人が同一者でございますが、譲渡人の方が農地のほうを全て手放したいという経過もあり、受付番号10番のほうは、行政書士事務所に赴いて記入したものでございます。窓口で直接相談があった場合には、記入等の説明はしております。

○7番（斎藤紀次君） 我々が相談を受けた場合に、まず事務局に相談した方が良いと言うべきなのか、これは行政書士に相談したほうが良いと助言すべきなのか、その辺の判断をするのが迷うところもあるわけですから、その辺はどうなのですか。

○事務局 書類の作成を行政書士にお願いするのか、それともご自身で作成するのかは、最終的にはご本人様の意思という形になるかと思えます。行政書士に頼むことによって手数料がかかるので、自分でやりたいという方もいらっしゃいますし、書類の作成の手続が大変なので、最初から行政書士にお願いするという方もいらっしゃいますので、それは、事例によりますので、どちらが良いというのは、事務局のほうでは申し上げることは少しできないかなと思っております。

○7番（斎藤紀次君） 我々がそういう相談を受けた場合には、経費の問題を話しすれば良いということなのかな。経費はかかりますが、どうですかと。

今回は農地法第3条の申請を行っているわけですが、他には基盤法の集積計画で貸借等を設定する方法もありますよね。

○事務局 はい、あります。

○7番（斎藤紀次君） 基盤法の集積計画で取り扱う場合と農地法第3条の申請をする場合と、その辺の判断の違いというのはどの辺ですか。

○会長（朽木勝之君） 事務局。

○事務局 担い手の方、例えば、認定農業者等の方の場合には、基盤法のほうが使えますが、担い手に位置付けられていない方につきましては、農地法第3条という形になりますので、申請段階で担い手か担い手でないかということで区分けがされている状況でございます。

○7番（斎藤紀次君） はい、分かりました。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

では、受付番号6番の案件について、現地調査の結果を、森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明を願います。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号6番について、ただいま事務局説明のとおり、何ら問題ないと確認してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

続きまして、受付番号7番の案件について、現地調査の結果を、佐藤武農業委員より説明を願います。

○6番（佐藤 武君） 4月10日に事務局と現地確認を行いました。何ら問題ないことを確認してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、八島委員。

○3番（八島富一君） 受付番号6番の譲渡人の〇〇〇〇さん、受付番号7番の譲受人の〇〇〇〇さん、あと、116ページの74番1の地図を見ると、またここでも〇〇〇〇さんと記載があるのですが、これはいずれも違う人なのですか。

○事務局 受付番号6番の〇〇〇〇様、それから、受付番号7番の〇〇〇〇様、それから116ページの地番が〇〇番〇の〇〇〇〇様、この3名の方の記載についてかと思いますが、全て別人となっております。

○3番（八島富一君） はい、分かりました。

○会長（朽木勝之君） よろしいですか。

○3番（八島富一君） はい。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に議事参与の制限について説明をします。

受付番号10番の案件について、私、朽木が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に

関しては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第3号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権移転の申出1件、個人による貸借の申出8件、農地中間管理機構の転貸の申出2件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、渋谷委員。

○10番（渋谷福重君） 質問というよりも、聞かせていただきたいのですが、受付番号3番の受け手、〇〇〇〇の代表者は誰なのかと、合同会社というのは株式会社などどのように違うのでしょうか。その辺を教えていただきたいなと思います。

○会長（朽木勝之君） 事務局。

○事務局 ただいまの渋谷委員からの質問でございますが、今回、受付番号3番の〇〇〇〇でございますが、今回新たに国見町で認定農業者となった法人でございます、代表者が〇〇〇〇という方になります。

以前から農業をやられている方でございます。合同会社という部分でございますが、こちらのほうについては事務局でも詳しく調べていないので、合同会社がどういう区分なのかは、次回の総会で改めて説明させていただきたいと思います。

○会長（朽木勝之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

2番、佐藤委員。

○2番（佐藤浩信君） 一般の商法の規定では、かつてはなかったと思うのですが、合同会社とは何ですか。

〔「新しくできた、称号変わって」と呼ぶ者あり〕

○事務局 会社区分も株式会社とか合同会社とか、法人設立するに当たって、いろいろな形があるかと思いますが、その区分けについては事務局のほうも詳しく分からない部分がございます。事務局のほうで整理しまして、次回以降の定例総会で、改めて説明させていただくという形を取らせていただきたいと思います。

○2番（佐藤浩信君） 法人格を取得してあるかどうかまで確認してください。法務局に6万幾らのお金を払うと、法人格が取得できるはずですから。

○事務局 分かりました。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の受付番号10番の案件について審議します。

朽木が退席しますので、議長を渋谷会長職務代理者と交代いたします。

〔1番 朽木勝之君退席〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 議長を交代いたしました。

それでは、議案第3号の受付番号10番の案件について審議します。

事務局の説明求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理機構の転貸の申出1件）について説明】

○会長職務代理者（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） ○○○○の経営状況といたしますか、経営面積等教えていただきたいと思えます。

○会長職務代理者（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 ○○○○の経営面積でございますが、田で〇〇ヘクタールほど経営してございます。

○7番（斎藤紀次君） 田のみですか。

○事務局 はい、田のみです。

○会長職務代理者（渋谷福重君） ほかごさいませんか。

〔発言する者なし〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第3号の受付番号10番の案件について、国見町農用地利用集積計画案の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号の受付番号10番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたしました。

1番、朽木勝之会長の退席を解きます。

〔1番 朽木勝之君着席〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 議長を朽木会長と交代いたします。

○会長（朽木勝之君） 議長を交代しました。

6 その他

（1）国見町農業委員会委員及び農地利利用最適化推進委員の募集状況について

○会長（朽木勝之君） 次に、その他に入ります。

（1）国見町農業委員会委員及び農地利利用最適化推進委員の募集状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【国見町農業委員会委員及び農地利利用最適化推進委員の募集状況について説明】

（2）令和2年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について

○会長（朽木勝之君） それでは、次に移ります。

令和2年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【令和2年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について説明】

(3) 次回以降の総会日程について

○会長（朽木勝之君） ないようですので、次に移ります。

(3) 番、次回以降の総会日程について、事務局より説明を願います。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（朽木勝之君） それでは、これもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

午後3時27分閉会